

# 発熱外来を受診する場合の 「選定療養費」に関する重要なお知らせ

2023年5月8日より  
発熱外来を受診される場合は  
選定療養費が必要です。

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが現在の「2類相当」から「5類」に移行されます。

移行に伴い、当院では保険適用の診療費とは別に、国が定める料金を患者さんにご負担いただく事となりました。

病院と診療所等の機能分担を図るため、皆様のご理解を  
よろしくお願いします。

尾道市立市民病院 病院長